

職員派遣研修委託協定書

(市町村名) 職員の派遣研修の委託に関し、北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「甲」という。）と(市町村名)（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

(研修の委託)

第1条 乙は、(市町村名) 職員の派遣研修（以下「委託研修」という。）を甲に委託し、甲はこれを受託するものとする。

(研修の内容)

第2条 委託研修の内容は、甲が別途定めるものとする。

(研修の期間)

第3条 委託研修の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(研修生の派遣)

第4条 乙は、委託研修の研修生（以下「研修生」という。）として、乙の職員 を甲に派遣するものとし、所属は とする。

(研修生の勤務等)

第5条 研修生の勤務時間は、甲の勤務時間の例によるものとする。

2 研修生は、委託研修期間中、甲の定める者（以下「指定職員」という。）の指示に従うものとする。

3 研修生の年次休暇等の承認並びに乙の用務のための出張、時間外勤務及び休日勤務の命令については、指定職員を経由して、乙の所属長が行うものとする。

4 研修生の出勤等の把握は、甲の職員の例によるものとする。なお、乙は、必要があると認めるときは、甲から研修生の出勤等の報告を求めることができる。

5 乙は、研修生に対し、委託研修の期間中知り得た秘密について、委託研修の期間中はもとより、研修終了後においても守秘義務を負わせるものとする。

(研修生の給与等)

第6条 研修生の給料及び諸手当は、乙の関係規定により、乙が支給するものとする。

(費用弁償)

第7条 研修生の委託研修の期間中、委託研修に要した費用については、乙の負担とする。

(研修生の災害補償)

第8条 研修生が委託研修の期間中に災害を受けた場合は、乙において補償するものとする。

(研修状況の報告)

第9条 乙は、研修生に対して、甲への委託研修の期間中、研修生の研修状況を報告させることができる。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 北海道公立大学法人札幌医科大学
理 事 長 山 下 敏 彦

乙